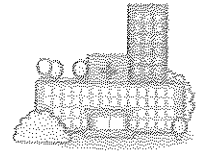


# 医療機関と事業承継



■片山総合法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 17

— M&Aによる事業承継 —

## 医療法人の場合 (2)

前回は、医療法人のM&Aの中で、「出資持ち分の譲渡による方法」につき、M&Aの交渉は弁護士に依頼すべきである旨を記述しましたが、その後の具体的な手続の概要について説明致します。

### ①秘密保持契約の締結

M&Aを行う際には、事前に秘密保持契約を締結する必要があります。M&Aをする側（譲受け側）にとって相手方の秘密事項を知ることが必須ですが、M&Aをされる側（譲渡する側）にとっても、相手方がどのような者であるのか知る必要があります。その際に、相手方の秘密を開示してもらう必要も生じます。お互いに秘密保持の義務を負うことを確認したうえで、秘密を開示しあう必要があるのです。

### ②基本合意書の取り交わし

秘密保持契約を締結し、お互いの秘密を開示し、M&Aに関する基本的な事項につき大まかな合意ができた時点で、基本合意書を取り交わすこととなります。基本合意書には、M&Aを実施する際の基本的な事項が記載されます。出資持分の評価の仕方、M&Aの実施予定日、役員に関する事項、従業員に関する事項などが主な項目となります。場合によっては、基本合意書の取り交わしに先立って、次に述べるデューデリジェンスを実施する場合があります。どのような手順が適当であるかについて、協議しながら手続を進めることとなります。

### ③デューデリジェンスの実施

デューデリジェンスとは、M&Aをされる側（譲渡する側）の経営実態を精査する手続のことです。M&Aをする側（譲受け側）が依頼した公認会計士や税理士などの経理の専門家と法律の専門家である弁護士によって行われるのが通常です。公認会計士や税理士は、過去5年間く

りの決算書類をはじめとする経理関係の書類を精査し、法人の財務内容と損益の状態を精査することとなります。どの程度の資料に基づいて判断するかは、調査対象の規模や調査期間などによって異なりますが、少なくとも直近3年間の決算書を元に、経営状態を精査することにはなるでしょう。弁護士は、主に法人の定款、社員総会議事録や理事会議事録などの組織に関する書類を精査したり、不動産登記簿謄本を取り寄せて、担保の設定状況を精査したり、不動産に関する賃貸借契約書など重要な契約関係を精査したりします。社員名簿を確認し、社員の氏名と出資持分の金額を確認したり社員名簿に記載されていない社員が存在する可能性がないか、といったことも弁護士の行う重要な調査の内容となります。その中で問題点を発見した場合には、理事や従業員などから事情聴取するなどし、具体的にどのようなことが行われていたのかを調査し、法的な観点で評価します。医療過誤事件が係属しているような場合には、訴訟資料を精査して、訴訟の結果を推測することなども弁護士の役割となります。

### ④出資持分譲渡契約の締結

デューデリジェンスを実施した後に、その実施結果を受けて、M&Aの完成に必要な個別的問題を整理し、出資持分譲渡契約を締結します。出資持分譲渡契約の内容と基本合意書の内容とは重複している事項もありますが、基本合意書が取り交わされた後に判明した問題やM&Aの完成に必要な個別的問題、基本合意書には記載しきれない確認事項なども整理し、双方の意見を調整した上で出資持分譲渡契約書を作成して、調印します。M&Aのための社員総会の開催日時や決議の内容、その開示方法などの詳細を決める場合もあります。